

## 長岡市地区防災センター・指定避難所運営マニュアル（簡易版）

「長岡市地区防災センター・指定避難所運営マニュアル」は、長岡市の指定避難所を円滑に開設・運営するため、関係者が共有して活用できるように定めているものです。

### 1 用語の説明

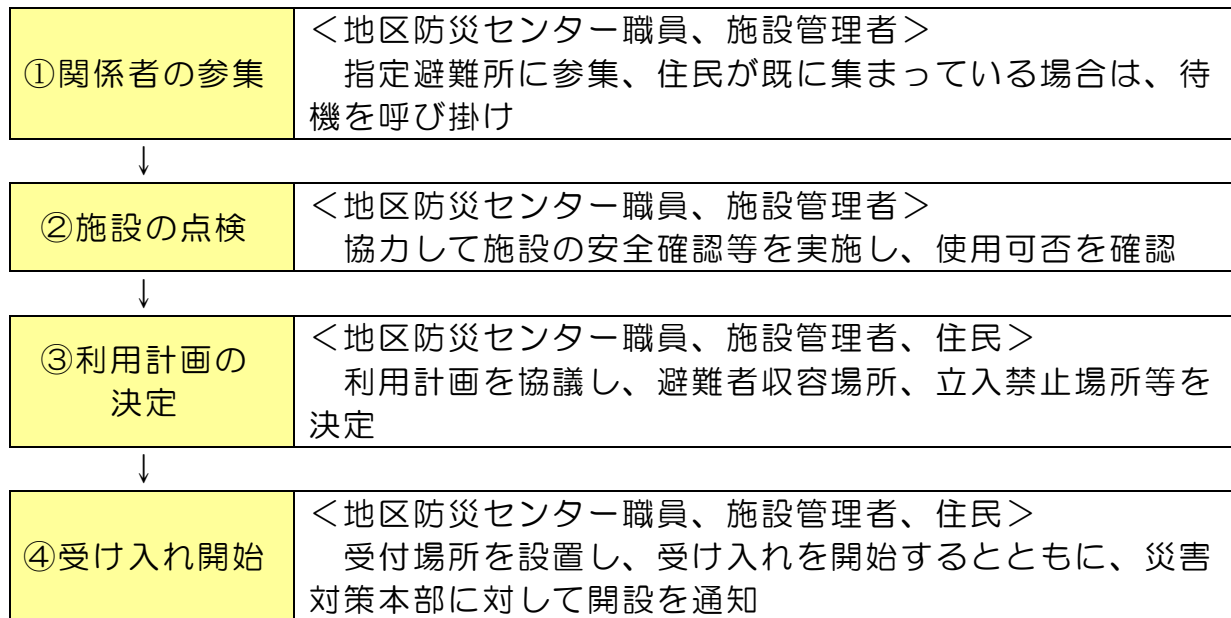
|            |  |
|------------|--|
| 指定避難所      | 災害時に避難できる施設として、災害対策基本法第49条の7に基づき市長が指定している施設です。<br>被災した住民を一時的に滞在させるとともに、在宅で避難している住民に対して情報、必要物資を提供することを目的としています。 |
| 地区防災センター   | 地区の拠点となる避難所として、市長が指定している施設です。<br>地区防災センター内には、災害発生後の初動対応に必要な物資を備蓄しています。また、負傷者の状況に応じて医療救護を実施します。                 |
| 地区防災センター職員 | 地区防災センター及び指定避難所の開設・運営に当たするため、地区ごとに指名されている長岡市の職員です。<br>地区防災センター職員の中から地区防災センター長と副地区防災センター長が指名されています。             |

### 2 管理運営の原則

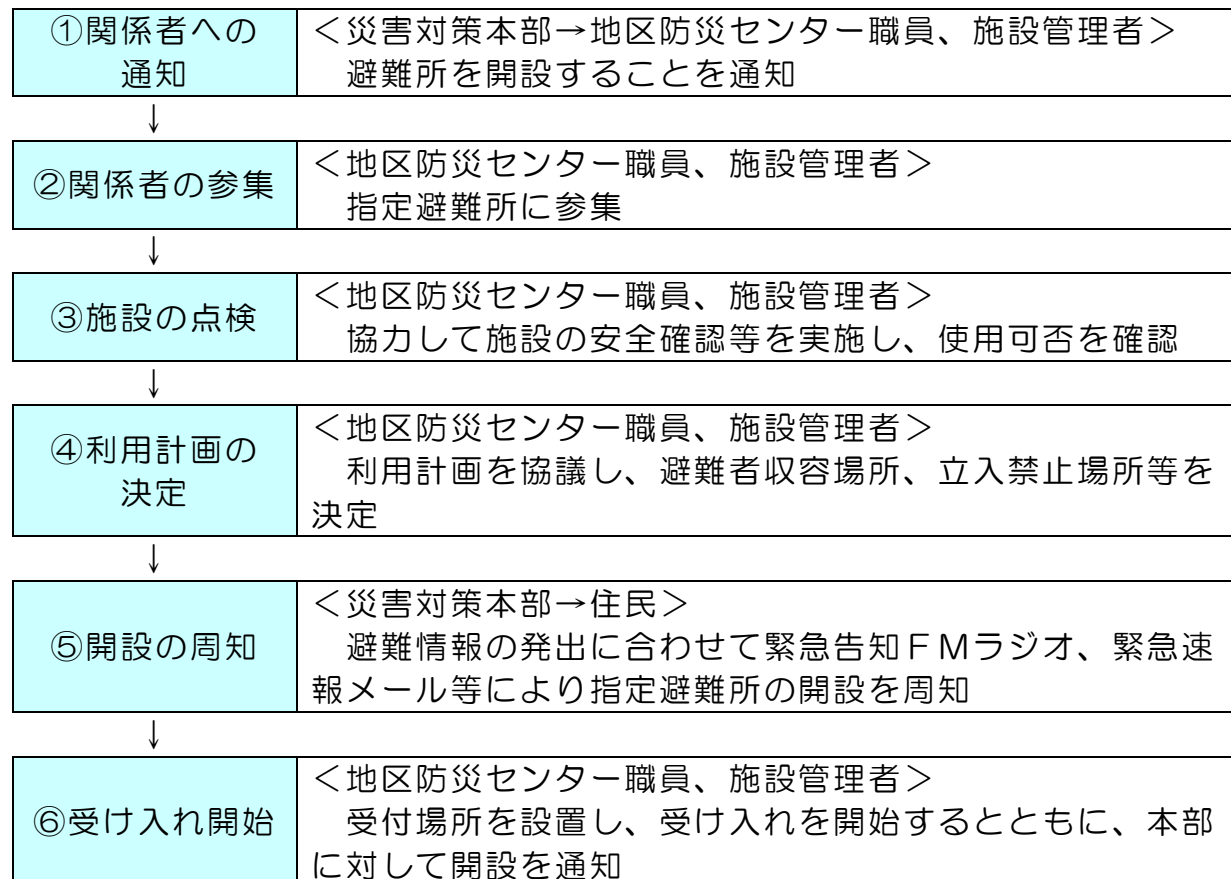
- (1) 命の確保を最優先とした上で、良好な生活環境の確保に努めます。
- (2) 管理運営は、地区防災センター長を中心とし、関係者が協力して実施します。  
自主的で円滑な運営ができるよう、避難者の代表や施設管理者、市の職員などで構成する避難所運営委員会を設置し、避難所の運営に関わる事項の協議、決定をします。
- (3) 避難所では、避難者相互の摩擦や誤解を減らし、少しでも過ごし易くするため、各避難所で共通理解ルールを定めます。
- (4) 生活支援は、公平に行うことを原則とします。ただし、限られた避難スペースや支援物資が限られた状況においては、「一番困っている人」から柔軟に、機敏に、そして臨機応変に対応します。
- (5) 男女共同参画の視点を持って運営に取り組みます。
- (6) 物資、サービスの提供等に当たっては、在宅避難者への支援も行います。

### 3 避難者受け入れ開始までの流れ

#### 地域内で震度 5 強以上の地震が発生した場合



#### 洪水や土砂災害などにより避難情報を発出する場合



## 4 避難者情報の整理

|               |   |
|---------------|---|
| ①避難者名簿の<br>記入 | <地区防災センター職員、住民><br>避難者に避難者名簿を配布し、記入してもらいます。                           |
| ↓             |   |
| ②避難者名簿の<br>整理 | <地区防災センター職員><br>避難者が記入したものを整理し、まとめます。<br>入所または退所する避難者がいる場合は、名簿に反映します。 |
| ↓             |   |
| ③避難者情報の<br>報告 | <地区防災センター職員><br>災害対策本部に対して、避難者数などを報告します。                              |

## 5 食料・水・生活物資の確保・配給

|              |   |
|--------------|---|
| ①ニーズの把握      | <地区防災センター職員、住民><br>避難生活に必要な物資を把握します。                |
| ↓            |   |
| ②依頼          | <地区防災センター職員><br>災害対策本部に対して、物資を依頼します。                |
| ↓            |   |
| ③受け入れ<br>・配給 | <地区防災センター職員、住民><br>救援物資を避難所に搬入し、避難者への配布や在庫の管理を行います。 |

## 6 避難所運営委員会

避難生活の長期化が見込まれる場合は、自主的で円滑な避難所の運営が行われることを目的として、設置します。

|     |   |
|-----|---|
| 役割  | ○避難所運営のルール決定<br>○避難者の良好な生活環境の確保<br>○避難者ニーズの取りまとめとニーズへの対応<br>○災害対策本部との連絡調整<br>○避難者への情報提供   |
| 構成員 | ○地区防災センター職員<br>○施設管理者・施設職員<br>○地域性等に応じて参画することふさわしい人   |
| 組織例 | ○総務チーム：避難所運營業務全般の取りまとめ、避難所内の秩序維持、被災者からの相談受付、委員会の事務局<br>○名簿チーム：名簿の作成及び管理、避難者の呼び出し対応<br>○物資チーム：食料・生活物資の配給、不足物資の取りまとめ<br>○救護チーム：負傷者への対応、要配慮者への支援<br>○衛生チーム：避難所衛生環境の管理<br>○広報チーム：避難者向け情報の管理及び提供 |

## 7 要配慮者への対応

要配慮者とは、災害時に特に配慮を要する方のことです。快適な避難生活が送れるよう、状況に応じた対応を行う必要があります。

|        |   |
|--------|---|
| 要配慮者の例 | ○要介護者 ○障害者傷病者 ○アレルギーを持つ人<br>○妊産婦 ○乳幼児 ○日本語があまりできない外国人                           |
| 対応例    | ○特別な物資（アレルギー対応食、ミルク、おむつ等）の手配<br>○情報伝達・収集方法の配慮<br>○過ごしやすい収容場所の提供<br>○専門機関等への支援要請 |

体育館等での一般的な避難スペースでの生活が困難な方については、必要に応じて福祉避難所・福祉避難室を開設し、対応します。福祉避難所・福祉避難室の開設・運営については、「長岡市 福祉避難所・福祉避難室 開設・運営マニュアル」をご確認ください。

## 8 平常時からの備え

災害発生時は、大きな混乱が予測されます。その中で円滑な避難所運営ができるようにするためには、平常時から関係者間で備えておくことが重要です。

| 準備しておくことが望ましい事項の例   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○避難所運営委員会の編成及び役割分担の明確化</li><li>○施設や設備等の状況の確認</li><li>○開設手順の確認</li><li>○避難所利用計画の作成<ul style="list-style-type: none"><li>・避難所に必要となる各種スペース</li></ul></li></ul> <div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px; margin: 10px 0;"><p>【例】</p><ul style="list-style-type: none"><li>○本部 ○避難者収容場所 ○受付</li><li>○仮設トイレ設置場所 ○医療、救護場所及び医療処置室</li><li>○物資の一時保管場所 ○子どもの遊べる場所</li><li>○遺体安置場所 ○車中泊希望者の駐車場所</li><li>○洗濯場 ○男女別物干場 ○男女別更衣室</li><li>○ごみ集積場所 ○緊急車両駐車場所 ○喫煙・飲酒場所</li></ul></div> <ul style="list-style-type: none"><li>・共用部分（廊下、トイレ等）</li><li>・立ち入り禁止場所（事務室、危険が想定される場所等）</li></ul> <ul style="list-style-type: none"><li>○訓練の実施</li></ul> |

※ 支所地域では、マニュアル中「災害対策本部」としてあるものを「現地対策本部」に読み替え

「長岡市地区防災センター・指定避難所運営マニュアル」には、この簡易版とは別に、詳細を記載した冊子版があり、避難所開設・運営に必要な事項がより詳しく示されています。

※ 市のホームページにおいて公開しています。